

シスメックスグループが生産及び販売する製品を構成する試薬原料への使用を禁止・制限する物質（環境負荷物質）を以下に開示します。

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
1	黄りんマツチ(別名：白リン)	—	安衛法 製造禁止物質
2	ベンジジン及びその塩(別名：4,4'-ジアミノ-1,1'-ビフェニル)	10000	安衛法 製造禁止物質
3	4-アミノジフェニル及びその塩	10000	安衛法 製造禁止物質
4	石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）(別名：アスベスト) イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿 ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿 ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿	1000	安衛法 製造禁止物質
5	4-ニトロジフェニル及びその塩	10000	安衛法 製造禁止物質
6	ビス(クロロメチル)エーテル	10000	安衛法 製造禁止物質
7	β-ナフチルアミン及びその塩	10000	安衛法 製造禁止物質
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（釈剤を含む。）の五パーセントを超えるもの	—	安衛法 製造禁止物質
9	ポリ塩化ビフェニル	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
10	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
11	ヘキサクロロベンゼン	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
12	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4 a, 5, 8, 8 a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名アルドリン）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
13	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4 a, 5, 6, 7, 8, 8 a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
14	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4 a, 5, 6, 7, 8, 8 a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名エンドリン）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
15	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名DDT）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
16	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,2,3,4,5,6,7,8,8-ノナクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、4,5,6,7,8,8-ヘキサクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノインデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
17	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（TBTO）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
18	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
19	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
20	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ [2. 2. 1] ヘプタン (別名トキサフェン)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
21	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン (別名マイレックス)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
22	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
23	ヘキサクロロ-1,3-ジエン	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
24	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
25	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
26	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
27	ペンタクロロベンゼン	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
28	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
29	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
30	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
31	デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0 2, 6. 0 3, 9. 0 4, 8] デカン-5-オン(別名クロルデコン)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
32	ヘキサプロモビフェニル	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
33	テトラプロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラプロモジフェニルエーテル)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
34	ペンタプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタプロモジフェニルエーテル)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
35	ヘキサプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサプロモジフェニルエーテル)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
36	ヘプタプロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタプロモジフェニルエーテル)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
37	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン3-オキサイド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
38	ヘキサプロモシクロドデカン	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
39	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
40	ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
41	1, 1'-オキシビス（2, 3, 4, 5, 6-ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
42	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）又はその塩	—	化審法 第一種特定化学物質 PoPs 条約
43	短鎖型塩素化パラフィン	意図的添加	PoPs 条約
44	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）	意図的添加	PoPs 条約
45	ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）	意図的添加	PoPs 条約
46	放射性物質	—	原子炉規制法
47	トリクロロフルオロメタン(CFC11)	—	オゾン層保護法
48	ジクロロジフルオロメタン(CFC12)	—	オゾン層保護法
49	トリクロロトリフルオロエタン(CFC113)	—	オゾン層保護法
50	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC 114)	—	オゾン層保護法
51	クロロペンタフルオロエタン（CFC 115）	—	オゾン層保護法
52	ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン 1211）	—	オゾン層保護法
53	ブロモトリフルオロメタン（ハロン 1301）	—	オゾン層保護法
54	ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン 2402）	—	オゾン層保護法
55	クロロトリフルオロメタン(CFC 13)	—	オゾン層保護法
56	ペンタクロロフルオロエタン(CFC 111)	—	オゾン層保護法
57	テトラクロロジフルオロエタン（CFC 112）	—	オゾン層保護法
58	ヘプタクロロフルオロプロパン（CFC 211）	—	オゾン層保護法
59	ヘキサクロロジフルオロプロパン（CFC 212）	—	オゾン層保護法
60	ペンタクロロトリフルオロプロパン（CFC 213）	—	オゾン層保護法
61	テトラクロロテトラフルオロプロパン（CFC 214）	—	オゾン層保護法
62	トリクロロペンタフルオロプロパン（CFC 215）	—	オゾン層保護法
63	ジクロロヘキサフルオロプロパン（CFC 216）	—	オゾン層保護法
64	クロロヘプタフルオロプロパン（CFC 217）	—	オゾン層保護法
65	四塩化炭素	—	オゾン層保護法
66	1,1,1, - トリクロロエタン	—	オゾン層保護法
67	ジクロロフルオロメタン（HCFC 21）	—	オゾン層保護法
68	クロロジフルオロメタン（HCFC 22）	—	オゾン層保護法
69	クロロフルオロメタン（HCFC 31）	—	オゾン層保護法
70	テトラクロロフルオロエタン（HCFC 121）	—	オゾン層保護法
71	トリクロロジフルオロエタン（HCFC 122）	—	オゾン層保護法
72	ジクロロトリフルオロエタン(HCFC 123)	—	オゾン層保護法
73	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン（HCFC 123）	—	オゾン層保護法
74	クロロテトラフルオロエタン（HCFC 124）	—	オゾン層保護法
75	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HCFC 124）	—	オゾン層保護法
76	トリクロロフルオロエタン（HCFC 131）	—	オゾン層保護法
77	ジクロロジフルオロエタン（HCFC 132）	—	オゾン層保護法
78	クロロトリフルオロエタン（HCFC 133）	—	オゾン層保護法
79	ジクロロフルオロエタン(HCFC 141)	—	オゾン層保護法
80	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（HCFC-141b）	—	オゾン層保護法
81	クロロジフルオロエタン（HCFC 142）	—	オゾン層保護法
82	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（HCFC142b）	—	オゾン層保護法
83	クロロフルオロエタン(HCFC-151)	—	オゾン層保護法

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
84	ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC 221)	—	オゾン層保護法
85	ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC 222)	—	オゾン層保護法
86	テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC 223)	—	オゾン層保護法
87	トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC 224)	—	オゾン層保護法
88	ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC225)	—	オゾン層保護法
89	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225ca)	—	オゾン層保護法
90	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225cb)	—	オゾン層保護法
91	クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC 226)	—	オゾン層保護法
92	ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC 231)	—	オゾン層保護法
93	テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC 232)	—	オゾン層保護法
94	トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC 233)	—	オゾン層保護法
95	ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC 234)	—	オゾン層保護法
96	クロロペンタフルオロプロパン (HCFC 235)	—	オゾン層保護法
97	テトラクロロフルオロプロパン (HCFC 241)	—	オゾン層保護法
98	トリクロロジフルオロプロパン (HCFC 242)	—	オゾン層保護法
99	ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC 243)	—	オゾン層保護法
100	クロロテトラフルオロプロパン (HCFC 244)	—	オゾン層保護法
101	トリクロロフルオロプロパン (HCFC 251)	—	オゾン層保護法
102	ジクロロジフルオロプロパン (HCFC 252)	—	オゾン層保護法
103	クロロトリフルオロプロパン (HCFC 253)	—	オゾン層保護法
104	ジクロロフルオロプロパン (HCFC 261)	—	オゾン層保護法
105	クロロジフルオロプロパン (HCFC 262)	—	オゾン層保護法
106	クロロフルオロプロパン (HCFC 271)	—	オゾン層保護法
107	ジブロモフルオロメタン	—	オゾン層保護法
108	ブロモジフルオロメタン(HBFC 22B1)	—	オゾン層保護法
109	ブロモフルオロメタン	—	オゾン層保護法
110	テトラブロモフルオロエタン	—	オゾン層保護法
111	トリブロモジフルオロエタン	—	オゾン層保護法
112	ジブロモトリフルオロエタン	—	オゾン層保護法
113	ブロモテトラフルオロエタン	—	オゾン層保護法
114	トリブロモフルオロエタン	—	オゾン層保護法
115	ジブロモジフルオロエタン	—	オゾン層保護法
116	ブロモトリフルオロエタン	—	オゾン層保護法
117	ジブロモフルオロエタン	—	オゾン層保護法
118	ブロモジフルオロエタン	—	オゾン層保護法
119	ブロモフルオロエタン (HBFC-151 B1)	—	オゾン層保護法
120	ヘキサブロモフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
121	ペンタブロモジフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
122	テトラブロモトリフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
123	トリブロモテトラフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
124	ジブロモペンタフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
125	ブロモヘキサフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
126	ペンタブロモフルオロプロパ	—	オゾン層保護法
127	テトラブロモジフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
128	トリブロモトリフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
129	ジブロモトリフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
130	ブロモペンタフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
131	テトラブロモフルオロプロパン	—	オゾン層保護法

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
132	トリプロモジフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
133	ジプロモトリフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
134	ブロモテトラフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
135	トリプロモフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
136	ジプロモジフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
137	ブロモトリフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
138	ジプロモフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
139	プロモジフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
140	プロモフルオロプロパン	—	オゾン層保護法
141	ブロモクロロメタン	—	オゾン層保護法
142	臭化メチル	—	オゾン層保護法
143	O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
144	O-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
145	O-アルキル=S-ニ-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
146	S-ニ-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート (S-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
147	ニ-クロロエチルクロロメチルスルフィド	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
148	ビス (ニ-クロロエチル) スルフィド (別名マスタードガス)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
149	ビス (ニ-クロロエチルチオ) メタン	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
150	一・ニ-ビス (ニ-クロロエチルチオ) エタン (別名セスキマスタード)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
151	一・三-ビス (ニ-クロロエチルチオ) -n-プロパン	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
152	一・四-ビス (ニ-クロロエチルチオ) -n-ブタン	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
153	一・五-ビス (ニ-クロロエチルチオ) -n-ペンタン	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
154	ビス (ニ-クロロエチルチオメチル) エーテル	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
155	ビス (ニ-クロロエチルチオエチル) エーテル (別名O-マスタード)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
156	二-クロロビニルジクロロアルシン (別名ルイサイト一)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
157	ビス (二-クロロビニル) クロロアルシン (別名ルイサイト二)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
158	トリス (二-クロロビニル) アルシン (別名ルイサイト三)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
159	ビス (二-クロロエチル) エチルアミン (別名HN一)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
160	ビス (二-クロロエチル) メチルアミン (別名HN二)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
161	トリス (二-クロロエチル) アミン (別名HN三)	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
162	(二) サキシトキシソ	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
163	リソソ	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
164	P-アルキル-N- [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホソホソアミド酸=フルオリド (P-アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、P-アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
165	N- [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホソホソアミド酸=フルオリド (アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
166	N- [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホソホソアミドフルオリド酸 (アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
167	アルキル=N- [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホソホソアミドフルオリダート (ホソホソアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホソホソアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シク	—	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
	ロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類		
168	N- [ビス (ジエチルアミノ) メチリデン] -P-メチルホスホンアミド酸=フルオリド	-	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
169	N-アセチルオキシアルキル-N・N・N'・N'-テトラアルキル-N' - {[三- (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン-ニール] メチル} -N・N' - (デカン- -・X-ジイル) ジアンモニウム=ジプロミド (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル) 及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アセチルオキシ基 (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基) がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。) (Xは、一から十までの整数を表すものとする。)	-	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
170	N・N・N'・N' -テトラアルキル-N・N' -ビス {[三- (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン-ニール] メチル} エタンビス (アミジウム) =ジプロミド (テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。)	-	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
171	N・N・N'・N' -テトラアルキル-N・N' -ビス {[三- (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン-ニール] メチル} -N・N' - (ニ・X1-ジオキソアルカン- -・X2-ジイル) ジアンモニウム=ジプロミド (アルカンの構造が直鎖であり、当該アルカンの炭素数が四以上十二以下であり、かつ、テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。) (X1は当該アルカンの炭素数から一を減じた数を、X2は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。)	-	化学兵器禁止法 (特定物質 毒性物質)
172	アルキルホスホニルジフルオリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	-	化学兵器禁止法 (特定物質 原料物質)
173	O-アルキル=O-ニ-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホニット (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、O-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	-	化学兵器禁止法 (特定物質 原料物質)
174	O-ニ-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホニット (O-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	-	化学兵器禁止法 (特定物質 原料物質)
175	O-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート (別名クロロサリン)	-	化学兵器禁止法 (特定物質 原料物質)
176	O-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート (別名クロロソマン)	-	化学兵器禁止法 (特定物質 原料物質)
177	O・O'-ジエチル=S-[ニ- (ジエチルアミノ) エチル]=ホスホロチオラート (別名アミトン) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	・BZ: 1kg ・BZ以外の毒性物質: 100kg	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 毒性物質)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
178	一・一・三・三・三-ペンタフルオロ-二- (トリフルオロメチル) - - - プロペン (別名 P F I B)	•BZ : 1kg •BZ 以外の毒性物質 : 100kg	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 毒性物質)
179	三-キヌクリジニル=ベンジラート (別名 B Z)	•BZ : 1kg •BZ 以外の毒性物質 : 100kg	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 毒性物質)
180	炭素数が三以下である一のアシル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。 イ 一の項の第三欄からまで及び第四欄に掲げる物質 ロ O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
181	N・N-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
182	ジアルキル=N・N-ジアルキルホスホルアミダート (ジアルキル及びN・N-ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
183	三塩化ヒ素	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
184	二・二-ジフェニル-二-ヒドロキシ酢酸	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
185	キヌクリジン-三-オール	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
186	N・N-ジアルキルアミノエチル-ニ-クロリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
187	N・N-ジアルキルアミノエタン-ニ-オール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。) 及びそのプロトン化塩類	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
188	N・N-ジアルキルアミノエタン-ニ-チオール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
189	ビス (二-ヒドロキシエチル) スルフィド (別名チオジグリコール)	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
190	三・三-ジメチルブタン-ニ-オール (別名ピナコリルアルコール)	•原料物質 : 1t	化学兵器禁止法 (第一種指定物質 原料物質)
191	二塩化カルボニル (別名ホスゲン)	30t	化学兵器禁止法 (第二種指定物質 毒性物質)
192	塩化シアン	30t	化学兵器禁止法 (第二種指定物質 毒性物質)
193	シアン化水素	30t	化学兵器禁止法 (第二種指定物質 毒性物質)
194	トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	30t	化学兵器禁止法 (第二種指定物質 毒性物質)
195	塩化ホスホルル	30t	化学兵器禁止法 (第二種指定物質 原料物質)
196	三塩化リン	30t	化学兵器禁止法 (第二種指定物質 原料物質)
197	五塩化リン	30t	化学兵器禁止法 (第二種指定物質 原料物質)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
198	亜リン酸トリメチル	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
199	亜リン酸トリエチル	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
200	亜リン酸ジメチル	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
201	亜リン酸ジエチル	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
202	一塩化硫黄	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
203	二塩化硫黄	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
204	塩化チオニル	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
205	エチルジエタノールアミン	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
206	メチルジエタノールアミン	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
207	トリエタノールアミン	30t	化学兵器禁止法（第二種指定物質 原料物質）
208	1-1'-ジメチル-4-4'-ジピリジニウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
209	パラコートジメチルスルフェート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
210	1,1-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムジクロリド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
211	1,1-ジメチルヒドラジン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
212	1,3-ジクロロプロパン-2-オール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
213	1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
214	モノクロロ ジニトロベンゼン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
215	1-ドデシルグアニジニウム＝アセタート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
216	2-クロロピリジン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
217	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
218	アクリル酸ヒドロキシプロピル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
219	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
220	2,2-ジメチルプロパノイルクロライド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
221	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
222	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
223	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
224	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
225	2-メルカプトエタノール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
226	3-アミノ-1-プロペン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
227	3-クロロ-1,2-プロパンジオール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
228	イソホロンジイソシアナート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
229	7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]- 2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン、	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
230	N-エチル-メチル-(2-クロロ-4-メチルメルカプトフェニル)-チオホ スホルアミド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
231	O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロ ピルチオスホルアミド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
232	O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
233	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
234	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデー ト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
235	塩化ベンジル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
236	アジ化ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
237	アバメクチン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
238	アリルアルコール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
239	アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
240	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
241	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
242	オクタメチルピロホスホルアミド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
243	オルトケイ酸テトラメチル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
244	クラレー	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
245	クロトンアルデヒド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
246	クロロアセトアルデヒド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
247	クロロ酢酸メチル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
248	クロロギ酸フェニル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
249	酸化コバルト（II）	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
250	シアン化ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
251	シアン化水素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
252	ジアセトキシプロペン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
253	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
254	ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニルチオホスフェート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
255	ジエチル-S-(2-クロル-1-フタルイミドエチル)-ジチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
256	ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
257	ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
258	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
259	塩化ベンザル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
260	ジニトロオルトクレゾール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
261	4,6-ジニトロオルトクレゾール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
262	4,6-ジニトロオルトクレゾールナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
263	ジニトロフェノール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
264	ジブタン-1-イル（ジクロロ）スタンナン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
265	ジボラン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
266	ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
267	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
268	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
269	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
270	ストリキニーネ	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
271	硝酸ストリキニーネ	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
272	セレン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
273	亜セレン酸	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
274	セレン酸	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
275	フッ化セレン(VI)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
276	亜セレン酸ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
277	亜セレン酸ナトリウム(5水和物)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
278	亜セレン酸バリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
279	二酸化セレン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
280	硫セレン化カドミウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
281	セレン化水素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
282	セレン化鉄	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
283	チオセミカルバジド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
284	テトラエチルピロホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
285	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
286	ベンゾトリクロリド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
287	トリ-n-ブチルアミン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
288	ナラシン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
289	ニコチン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
290	硫酸ニコチン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
291	ニッケルカルボニル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
292	ビス(4-イソシアナトシクロヘキサン-1-イル)メタン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
293	ヒドラジン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
294	フルオロスルホン酸	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
295	ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
296	ブromo酢酸エチル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
297	ヘキサキス(β・β-ジメチルフェネチル)ジスタンノキサン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
298	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
299	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
300	ヘキサクロロシクロペンタジエン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
301	ベンゼンチオール	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
302	ホスゲン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
303	メタンスルホニルクロライド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
304	メチル-N'-N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサマイミデート	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
305	メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
306	メチルホスホン酸ジクロリド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
307	メチルメルカプタン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
308	ビスチオセミ	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
309	モノフルオール酢酸	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
310	モノフルオール酢酸アミド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
311	モノフルオール酢酸ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
312	亜硝酸イソプロピル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
313	亜硝酸ブチル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
314	ベンゼンスルホニルクロリド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
315	塩化ホスホリル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
316	黄リン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
317	五塩化リン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
318	三塩化リン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
319	三塩化ホウ素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
320	三フッ化リン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
321	三フッ化ホウ素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
322	四アルキル鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
323	四フッ化イオウ	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
324	水銀	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
325	硝酸水銀(I)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
326	酢酸フェニル水銀	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
327	酢酸水銀(I)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
328	酢酸水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
329	酸化水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
330	酸化水銀(I)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
331	臭化水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
332	硝酸水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
333	ヨウ化水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
334	塩化水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
335	オキシシアン化水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
336	シアン化水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
337	チオシアン酸水銀(II)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
338	チメロサル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
339	フッ化スルフリル	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
340	フッ化水素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
341	フッ化水素酸	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
342	シアン化カドミウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
343	シアン化カリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
344	シアン化カルシウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
345	シアン化コバルトカリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
346	シアン化ニッケルカリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
347	シアン化亜鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
348	シアン化白金バリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
349	シアン化銀	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
350	シアン化第一金カリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
351	シアン化第二水銀	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
352	シアン化銅	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
353	シアン化銅酸カリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
354	シアン化銅酸ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
355	シアン化鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
356	三硫化リン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
357	五硫化リン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
358	リン化水素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
359	六フッ化タングステン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
360	ヒ素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
361	四硫化四ヒ素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
362	硫化第一ヒ素（三硫化二ヒ素）	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
363	硫化第二ヒ素（五硫化二ヒ素）	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
364	亜ヒ酸鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
365	ヒ化水素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
366	ヒ酸(1/2水和物)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
367	ヒ酸カリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
368	ヒ酸カルシウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
369	ヒ酸ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
370	ヒ酸マンガン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
371	ヒ酸亜鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
372	ヒ酸鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
373	ヒ酸水素二ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
374	ヒ酸石灰	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
375	ヒ酸鉄	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
376	ヒ酸銅	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
377	フッ化ヒ酸石灰	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
378	フッ化ヒ素(III)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
379	フッ化ヒ素(V)	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
380	ヘキサフルオロヒ酸リチウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
381	亜ヒ酸	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
382	亜ヒ酸カリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
383	亜ヒ酸カルシウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
384	亜ヒ酸ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
385	五塩化ヒ素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
386	パリスグリーン	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
387	三塩化ヒ素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
388	五酸化二ヒ素	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 毒物
389	オクタメチルピロホスホルアミド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
390	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
391	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
392	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
393	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
394	テトラエチルピロホスフェイト	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
395	モノフルオール酢酸	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
396	モノフルオール酢酸アミド	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
397	モノフルオール酢酸ナトリウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
398	四メチル鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
399	四エチル鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
400	四アルキル鉛	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
401	燐化アルミニウム	経口：LD50が 50mg/kg以下 経皮：LD50が 200mg/kg以下	毒物及び劇物取締法 特定毒物
402	ポリ塩化ジベンゾフラン	—	ダイオキシン類対策特別措置法
403	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	—	ダイオキシン類対策特別措置法
404	コプラナーポリ塩化ビフェニル	—	ダイオキシン類対策特別措置法
405	3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
406	α -3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
407	β -3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
408	α -3-アセトキシ-6-メチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
409	1-[2-(4-アミノフェニル)エチル]-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
410	N-アリルノルモルヒネ・そのエステル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
411	3-アリル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
412	エクゴニン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
413	3-(N-エチル-N-メチルアミノ)-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
414	α -3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
415	β -3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
416	2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
417	コカイン・その他エクゴニンのエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
418	コカ葉	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
419	コデイン・エチルモルヒネ・その他モルヒネのエーテル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
420	ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
421	1-(3-シアノ-3,3-ジフェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
422	4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルブタン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
423	4-シアノ-1-メチル-4-フェニルピペリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
424	1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
425	3-ジエチルアミノ-1,1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
426	ジヒドロコデイン・そのエステル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
427	ジヒドロコデイン・そのエステル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
428	ジヒドロデオキシモルヒネ・そのエステル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
429	ジヒドロヒドロキシコデイン・そのエステル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
430	オキシモルフォン	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
431	ジヒドロヒドロキシモルヒノン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
432	ジヒドロモルヒノン・そのエステル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
433	4,4-ジフェニル-6-ピペリジン-3-ヘプタノン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
434	(2-ジメチルアミノ)エチル1-エトキシ-1,1-ジフェニルアセテート及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
435	3-ジメチルアミノ-1,1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
436	6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘキサノン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
437	6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタノール及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
438	α -6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
439	β -6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
440	6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
441	4-ジメチルアミノ-3-メチル-1・2-ジフェニル-2-(プロピオニルオキシ)ブタン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
442	6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
443	1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
444	α -1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
445	β -1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
446	テバイン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
447	1・2・5-トリメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
448	6-ニコチニコドイン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
449	ノルモルヒネ・そのエーテル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
450	1-[2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル]-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
451	1,4-ヒドロキシジヒドロモルヒネ及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
452	3-ヒドロキシ-N-フェナシルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
453	1-(3-ヒドロキシ-3-フェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
454	4-(3-ヒドロキシフェニル)-1-メチル-4-ピペリジルエチルケトン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
455	4-(3-ヒドロキシフェニル)-1-メチルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
456	3-ヒドロキシ-N-フェネチルモルヒナン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
457	3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
458	3-ヒドロキシモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
459	4-フェニル-1-[2-(テトラヒドロフルフリルオキシ)エチル]ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
460	4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
461	4-フェニル-1-(3-フェニルアミノプロピル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
462	1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-6・11-ジメチル-3-フェネチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
463	1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-3・6・11-トリメチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
464	1-[2-(ベンジルオキシ)エチル]-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
465	6-メチルジヒドロモルヒネ及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
466	メチルジヒドロモルヒノン・そのエステル及びこれらの塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
467	6-メチル-Δ-6-デオキシモルヒネ及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
468	N-(1-メチル-2-ピペリジノエチル)プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
469	1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
470	N-[2-(メチルフェネチルアミノ)プロピル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
471	[(3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル)ブチリル]ピロリジン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
472	3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
473	3-メトキシ-N-メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
474	モルヒネ及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
475	モルヒネ-N-オキシド・その他5価窒素モルヒネ及びその誘導体	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
476	1-(2-モルフォリノエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
477	6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
478	4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬及び向精神薬取締法 指定麻薬
479	3-O-アセチル-7, 8-ジヒドロ-7α-[1(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル]-6-O-メチル-6, 14-エンド-エテノモルヒネ及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
480	N-(アダマンタン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
481	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
482	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
483	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
484	3-(2-アミノブチル) インドール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
485	2-アミノプロピオフェノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
486	3-(2-アミノプロピル) インドール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
487	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
488	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
489	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
490	2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
491	2-(エチルアミノ)-1-フェニルヘキサン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
492	2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
493	2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
494	2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
495	2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
496	2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
497	N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メトキシメチル)-4-ビペリジル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
498	4-エチル-2, 5-ジメトキシ- α -メチルフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
499	2-(4-エチルスルファニル)-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
500	N-エチル-1-フェニルシクロヘキシルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
501	N-エチル- α -メチル-3,4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
502	2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
503	(5R)-4,5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6,7,8,14-テトラデヒドロモルヒナン-3-オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
504	キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
505	1-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
506	2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
507	1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
508	2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
509	1-(4-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
510	1-(3-シアノ-3,3-ジフェニルプロピル)-4-(2-オキソ-3-プロピオニル-1-ベンズイミダゾリニル)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
511	1-(3-シアノ-3,3-ジフェニルプロピル)-4-(1-ピペリジノ)ピペリジン-4-カルボン酸アミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
512	1-(3-シアノ-3,3-ジフェニルプロピル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
513	1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
514	N,N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
515	3-[2-(ジイソプロピルアミノ)エチル]-5-メトキシインドール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
516	1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
517	3-[2-(ジエチルアミノ)エチル]インドール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
518	1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
519	1-(2-ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
520	1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
521	1-シクロヘキシル-4-(1,2-ジフェニルエチル)ピペラジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
522	3,4-ジクロロ-N-{[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル}ベンズアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
523	3,4-ジクロロ-N-[2-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]-N-メチルベンズアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
524	シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
525	ジヒドロコデイン-6-(カルボキシメチル)オキシム及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
526	7-[(10,11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[a,d]シクロヘプテン-5-イル)アミノ]ヘプタン酸及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
527	7,8-ジヒドロ-7- α -[1-(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル]-6,14-エンド-エタノテトラヒドロオリパビン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
528	7,8-ジヒドロ-7- α -[1(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル]-6-O-メチル-6,14-エンド-エテノモルヒネ及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
529	1-(1,2-ジフェニルエチル)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
530	4,4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘキサノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
531	3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] インドール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
532	3 - [(2 - ジメチルアミノ) エチル] - インドール - 4 - イルリン酸エステル及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
533	3 - [2 - ジメチルアミノ) エチル] - インドール - 4 - オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
534	3 - [(1 R, 2 R) - 3 - (ジメチルアミノ) - 1 - エチル - 2 - メチルプロピル] フェノール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
535	3 - (1, 2 - ジメチルヘプチル) - 7, 8, 9, 10 - テトラヒドロ - 6, 6, 9 - トリメチル - 6 H - ジベンゾ [b, d] ピラン - 1 - オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
536	N, α - ジメチル - 3, 4 - (メチレンジオキシ) フェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
537	2 - (2, 5 - ジメトキシ - 4 - イソプロピルスルファニルフェニル) エタンアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
538	2, 5 - ジメトキシ - 4, α - ジメチルフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
539	2, 5 - ジメトキシ - 4 - (プロピルチオ) フェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
540	2, 5 - ジメトキシ - α - メチルフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
541	3, 4 - ジメトキシ - 17 - メチルモルヒナン - 6 β , 14 - ジオール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
542	N - [1 - [2 - (2 - チエニル) エチル] - 4 - ピペリジル] プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
543	1 - [1 - (2 - チエニル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
544	6a, 7, 8, 9 - テトラヒドロ - 6, 6, 9 - トリメチル - 3 - ペンチル - 6 H - ジベンゾ [b, d] ピラン - 1 - オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
545	6a, 7, 8, 10a - テトラヒドロ - 6, 6, 9 - トリメチル - 3 - ペンチル - 6 H - ジベンゾ - [b, d] ピラン - 1 - オール (別名 Δ 9 テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外の化学反応 (大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第1条に規定する大麻草 (次号において単に「大麻草」という。) 及びその製品に含有されている6a, 7, 8, 10a - テトラヒドロ - 6, 6, 9 - トリメチル - 3 - ペンチル - 6 H - ジベンゾ [b, d] ピラン - 1 -	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
	オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)及びその塩類		
546	6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オール (別名Δ8 テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外の化学反応 (大麻草及びその製品に含有されている6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
547	6a, 9, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
548	7, 8, 9, 10-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
549	8, 9, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
550	トランス-2-ジメチルアミノ-1-フェニル-3-シクロヘキセン-1-カルボン酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
551	1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
552	3, 4, 5-トリメトキシフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
553	2, 4, 5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
554	3, 4, 5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
555	1-ナフタレニル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
556	N-[1-(β-ヒドロキシフェネチル)-4-ペリジル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
557	N-[1-(β-ヒドロキシフェネチル)-3-メチル-4-ペリジル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
558	(1RS, 3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
559	4-ヒドロキシ酪酸及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
560	1-(1-フェニルシクロヘキシル)ピペリジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
561	1-(1-フェニルシクロヘキシル)ピロリジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
562	2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
563	1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
564	1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
565	N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
566	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアクリルアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
567	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
568	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
569	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
570	(E)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルプター-2-エナミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
571	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルプタンアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
572	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
573	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルペンタンアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
574	1-フェネチル-4-フェニル-4-ピペリジノール酢酸エステル及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
575	(1-プチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
576	N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)ブタンアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
577	N-(2-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
578	1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
579	N-(4-フルオロフェニル)-2-メチル-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
580	N-(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)アセトアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
581	4-フルオロ-N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
582	[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
583	[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
584	[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
585	2-(4-プロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
586	4-プロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
587	4-プロモ-2,5-ジメトキシ- α -メチルフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
588	1-{1-[1-(4-プロモフェニル)エチル]ピペリジン-4-イル}-1,3-ジヒドロ-2H-ベンゾ[d]イミダゾール-2-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
589	6a,7,8,9,10,10a-ヘキサヒドロ-6,6-ジメチル-9-メチレン-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
590	3-ヘキシル-7,8,9,10-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-オール及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
591	1-ベンジルピペラジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
592	(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
593	5-ベンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド[4, 3-b]インドール-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
594	2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
595	2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
596	2-(メチルアミノ)-1-(3-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
597	2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
598	2-メチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
599	N-メチル- α -エチル-3, 4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
600	メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
601	メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペンタ-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
602	N-[1-[1-メチル-2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
603	N-[3-メチル-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
604	N-メチル-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
605	(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
606	N-[1-メチル-2-(ピペリジノエチル)]-N-2-ピリジルプロピオンアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
607	1-メチル-4-フェニル-4-ピペリジノールプロピオン酸エステル及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
608	1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
609	4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類		麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
610	1-[2-メチル-4-(3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル)ピペラジン-1-イル]ブタン-1-オン及びその塩類		麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
611	N-[1-(α -メチルフェネチル)-4-ピペリジル]アセトアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
612	N-[1-(α -メチルフェネチル)-4-ピペリジル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
613	N-(3-メチル-1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
614	メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニルプロパンアミド)ピペリジン-4-カルボキシラート及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
615	メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類		麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
616	メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
617	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
618	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類		麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
619	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類		麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
620	α -メチル-4-メチルチオフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
621	4-メチル-5-(4-メチルフェニル)-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
622	N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
623	α -メチル-3,4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
624	N-[α -メチル-3,4-(メチレンジオキシ)フェネチル]ヒドロキシルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
625	1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
626	1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
627	1-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
628	1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
629	2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
630	N-[4-(メトキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオンアニリド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
631	4-メトキシ- α -メチルフェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
632	3-メトキシ- α -メチル-4,5-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
633	2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
634	2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
635	リゼルギン酸ジエチルアミド及びその塩類	—	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令 麻薬
636	けし	—	あへん法
637	パパヴェル・ソムニフェルム・エル	—	あへん法
638	パパヴェル・セティゲルム・ディーシー	—	あへん法
639	二酸化炭素	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
640	メタン	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
641	一酸化二窒素	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
642	トリフルオロメタン(別名HFC-23)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
643	ジフルオロメタン(別名HFC-32)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
644	フルオロメタン(別名H F C-41)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
645	1.1.1.2.2-ペンタフルオロエタン(別名H F C-125)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
646	1.1.2.2-テトラフルオロエタン(別名H F C-134)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
647	1.1.1.2-テトラフルオロエタン(別名H F C-134 a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
648	1.1.2-トリフルオロエタン(別名H F C-143)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
649	1.1.1-トリフルオロエタン(別名H F C-143 a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
650	1.2-ジフルオロエタン(別名H F C-152)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
651	1.1-ジフルオロエタン(別名H F C-152 a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
652	フルオロエタン(別名H F C-161)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
653	1.1.1.2.3.3.3-ヘプタフルオロプロパン(別名H F C-227 e a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
654	1.1.1.3.3.3-ヘキサフルオロプロパン(別名H F C-236 f a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
655	1.1.1.2.3.3-ヘキサフルオロプロパン(別名H F C-236 e a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
656	1.1.1.2.2.3-ヘキサフルオロプロパン(別名H F C-236 c b)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
657	1.1.2.2.3-ペンタフルオロプロパン(別名H F C-245 c a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
658	1.1.1.3.3-ペンタフルオロプロパン(別名H F C-245 f a)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
659	1.1.1.3.3-ペンタフルオロブタン(別名H F C-365m f c)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
660	1.1.1.2.3.4.4.5.5.5-デカフルオロペンタン(別名H F C-43-10m e e)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
661	パーフルオロメタン(別名P F C-14)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
662	パーフルオロエタン(別名P F C-116)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
663	パーフルオロプロパン(別名P F C-218)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
664	パーフルオロシクロプロパン	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
665	パーフルオロブタン(別名P F C-31-10)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
666	パーフルオロシクロブタン(別名P F C-c 318)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
667	パーフルオロペンタン(別名P F C-41-12)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
668	パーフルオロヘキサン(別名P F C-51-14)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
669	パーフルオロデカリン(別名P F C-91-18)	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
670	六ふっ化硫黄	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
671	三ふっ化窒素	—	地球温暖化対策の推進に関する法律
672	亜硝酸イソブチル	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
673	亜硝酸イソプロピル	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
674	亜硝酸イソペンチル	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
675	亜硝酸3級ブチル	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
676	亜硝酸シクロヘキシル	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
677	亜硝酸ブチル	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
678	4-アセチル-N, N-ジエチル-7-メチル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-f g]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
679	4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
680	4-アセトキシ-N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
681	4-アセトキシ-N, N-ジアリルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
682	4-アセトキシ-N, N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
683	4-アセトキシ-N, N-ジエチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
684	4-アセトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
685	N-(1-アダマンチル)-1-(5-クロロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
686	N-(1-アダマンチル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
687	N-(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
688	N-(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
689	N-(1-アダマンチル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
690	N-(1-アダマンチル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
691	N-(1-アダマンチル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
692	N-(1-アダマンチル)-1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
693	1-アダマンチル=1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
694	1-アダマンチル(1-ベンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
695	N-(1-アダマンチル)-1-ベンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
696	1-アダマンチル{1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
697	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
698	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
699	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
700	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
701	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
702	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
703	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
704	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
705	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
706	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
707	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
708	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
709	2-アミノ-1-(4-プロモ-2,5-ジメトキシフェニル)エタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
710	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-クロロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
711	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(2-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
712	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
713	N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
714	2-(4-アリルオキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
715	7-アリル-N,N-ジエチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
716	2-(イソプロピルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
717	1-(4-イソプロピルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
718	N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
719	N-イソプロピル-5-メトキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
720	一酸化二窒素	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
721	インダン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
722	1-(インダン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
723	1-(インダン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサノ-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
724	(1H-インドール-3-イル)(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
725	1-(1H-インドール-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
726	2-(エチルアミノ)-1-(インダン-5-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
727	2-(エチルアミノ)-1-(インダン-5-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
728	3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
729	2-(エチルアミノ)-2-(チオフェン-2-イル)シクロヘキサノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
730	2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
731	2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
732	2-(エチルアミノ)-2-(3-メチルフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類		医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
733	N-エチル-N-イソプロピル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
734	N-エチル-1,2-ジフェニルエチルアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
735	2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
736	2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
737	2-[(4-エチル-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
738	1-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
739	N-エチル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
740	1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
741	エチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
742	N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
743	N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
744	N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
745	3-エチル-2-(3-フルオロフェニル)モルフォリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
746	エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
747	エチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
748	エチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
749	エチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
750	エチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
751	3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
752	N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類		医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
753	N-エチル-N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-1-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
754	N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサミン-1-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
755	N-エチル-1-(4-メトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
756	2-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
757	1-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
758	2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
759	2-(1-オキソ-1-フェニルプロパン-2-イル)イソインドリン-1,3-ジオン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
760	キノリン-8-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
761	キノリン-8-イル=3-[(4,4-ジフルオロピペリジン-1-イル)スルホニル]-4-メチルベンゾアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
762	キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
763	キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
764	キノリン-8-イル=1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
765	キノリン-8-イル=1-ベンチル-1H-インドゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
766	キノリン-8-イル=1-ベンチル(1H-インドール)-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
767	5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
768	2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
769	2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(3,4,5-トリメトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
770	2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
771	2-[(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
772	1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
773	2-(2-クロロフェニル)-1-(1-ベンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
774	N-(4-クロロフェニル)-2-メチル-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
775	1-(4-クロロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
776	2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
777	サルピノリンA	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
778	1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
779	N,N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
780	3-ジエチルアミノ-2,2-ジメチルプロピル=4-アミノベンゾアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
781	N,N-ジエチル-7-エチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
782	N,N-ジエチル-4-ヒドロキシトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
783	N,N-ジエチル-7-メチル-4-プロピオニル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
784	N,N-ジエチル-7-メチル-4-ペンタノイル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
785	N,N-ジエチル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
786	1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
787	1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
788	4-(シクロプロピルカルボニル)-N,N-ジエチル-7-メチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
789	2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
790	2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタン酸及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
791	[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
792	[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
793	5-(シクロヘキシルメチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5-ジヒドロ-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
794	1-(2,3-ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
795	2-(3,4-ジクロロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
796	4-(3,4-ジクロロフェニル)-7-メトキシ-2-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロイソキノリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
797	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
798	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
799	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
800	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
801	1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
802	ジフェニル(ピロリジン-2-イル)メタノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
803	2-(ジフェニルメチル)ピペリジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
804	2-(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
805	1-[(2,2-ジフルオロベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)メチル]ピペラジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
806	N,N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
807	(2,4-ジメチルアゼチジン-1-イル)-(7-メチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
808	2-[(ジメチルアミノ)メチル]-1-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
809	1-(3,4-ジメチルフェニル)-2-(エチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
810	1-(3,4-ジメチルフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
811	1-(3,4-ジメチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
812	2-[2,5-ジメトキシ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
813	2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
814	1-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
815	2-(2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
816	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
817	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
818	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
819	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
820	2-(2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
821	2-(2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
822	1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
823	2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
824	2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
825	6a,7,8,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
826	6a,7,10,10a-テトラヒドロ-6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
827	{1-[(テトラヒドロピラン-4-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
828	(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)[1-(4,4-トリフルオロブチル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
829	2-(2,4,5-トリクロロ-3,6-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
830	1-(2,4,6-トリメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
831	2-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
832	2-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
833	1-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
834	ナフタレン-1-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
835	ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
836	N-(ナフタレン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
837	ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
838	ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
839	N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
840	ナフタレン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
841	N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
842	ナフタレン-1-イル[4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル]メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
843	ナフタレン-1-イル(9-ペンチル-9H-カルバゾール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
844	ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
845	ナフタレン-1-イル (1-ベンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル) メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
846	N-(ナフタレン-1-イル)-1-ベンチル-N-(1-ベンチル-1H-インドール-3-カルボニル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
847	2- {[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル} アセトアミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
848	2- {[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}-N-メチルアセトアミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
849	4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
850	4-ヒドロキシ-N, N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
851	N-{1-[2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
852	(1RS, 3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルオクタン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
853	3-[1-(ピペリジン-1-イル)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
854	2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
855	2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
856	2-(ピロリジン-1-イル)-1-(5, 6, 7, 8-テトラヒドロナフタレン-2-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
857	2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸イソプロピルエステル及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
858	1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
859	N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
860	1-(1-フェニルペンタン-2-イル)ピロリジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
861	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルイソブチルアミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
862	N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
863	4-ブタノイル-N,N-ジエチル-7-メチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
864	2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
865	2-(ブチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
866	2-(ブチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
867	1-ブチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
868	N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
869	1-(4-フルオロフェニル)-2-(イソプロピルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
870	1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
871	1-(4-フルオロフェニル)ピペラジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
872	2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
873	1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
874	N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)フラン-2-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
875	1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
876	1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
877	[5-(2-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
878	[5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
879	2-(2-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
880	1-(2-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
881	1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
882	1-(4-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
883	2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
884	2-(3-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
885	2-(4-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
886	[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロピル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
887	[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
888	1-(4-フルオロベンジル)-N-(ナフタレン-1-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
889	N-(2-フルオロベンジル)-2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
890	[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
891	[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-イル] (ピリジン-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
892	[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-イル] (2-ヨードフェニル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
893	1-(5-フルオロベンチル)-N-(ナフタレン-1-イル)-1H-インダ ゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
894	1-(5-フルオロベンチル)-N-フェニル-1H-インド ール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
895	1-(5-フルオロベンチル)-N-(2-フェニルプロパン- 2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその 塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
896	1-(5-フルオロベンチル)-N-(2-フェニルプロパン- 2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩 類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
897	5-(5-フルオロベンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5- ジヒドロ-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
898	1-(5-フルオロベンチル)-N-(2-フェニルプロパン- 2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボ キサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
899	[1-(5-フルオロベンチル)-1H-ベンゾ[d]イミダゾール -2-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
900	1-(4-フルオロ-3-メチルフェニル)-2-(ピロリジン -1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
901	2-(4-ブromo-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2- フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
902	2-[(4-ブromo-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチ ル]フェノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
903	2-(8-ブromo-2,3,6,7-テトラヒドロベンゾ[1, 2-b:4,5-b']ジフラン-4-イル)エタンアミン及びそ の塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
904	1-(8-ブromoベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジフラン-4 -イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
905	6a,7,8,9,10,10a-ヘキサヒドロ-6,6,9- トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン- 1-イル=アセテート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
906	6a,7,8,9,10,10a-ヘキサヒドロ-6,6,9- トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ[b,d]ピラン- 1-オール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
907	2-ベンジルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニ ル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
908	4-ベンジルピペリジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
909	N-ベンジル-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インド ール-3-カルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
910	N-ベンジル-1-ベンチル-1H-インドール-3-カルボキサ ミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)
911	1-ベンジル-4-メチルピペラジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物 個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
912	1- [1- (ベンゾ [b] チオフェン-2-イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類		医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
913	1- (ベンゾフラン-2-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
914	1- (ベンゾフラン-4-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
915	1- (ベンゾフラン-5-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
916	1- (ベンゾフラン-6-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
917	1- (ベンゾフラン-2-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
918	1- (ベンゾフラン-5-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
919	1- (ベンゾフラン-6-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
920	1- (ベンゾフラン-2-イル) -N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
921	1- (ベンゾフラン-5-イル) -N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
922	1-ベンチル-N- (キノリン-8-イル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
923	1-ベンチル-N- (2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
924	1-ベンチル-N- (2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
925	[1- (1-メチルアゼパン-3-イル) -1H-インドール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
926	2- (メチルアミノ) -1- (3, 4-ジメチルフェニル) プロパン-1-オン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
927	2- (メチルアミノ) -1- (チオフェン-2-イル) プロパン-1-オン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
928	2- (メチルアミノ) -2-フェニルシクロヘキサノン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
929	2- [(メチルアミノ) メチル] -3, 4-ジヒドロナフタレン-1 (2H) -オン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
930	N-メチルインダン-2-アミン及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
931	(E) -メチル=2- [(2S, 3S, 7aS, 12bS) -3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル] -3-メトキシアクリラート及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
932	(E) -メチル=2- [(2S, 3S, 12bS) -3-エチル-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル] -3-メトキシアクリラート及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
933	メチル=2-[1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類	-	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
934	メチル＝2－[1－(シクロヘキシルメチル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
935	メチル＝2－[1－(シクロヘキシルメチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
936	メチル＝3－(3,4－ジクロロフェニル)－8－メチル－8－アザビシクロ[3.2.1]オクタン－2－カルボキシラート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
937	N－メチル－1－(ナフタレン－2－イル)プロパン－2－アミン及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
938	(4－メチルピペラジン－1－イル)(1－ベンチル－1H－インドール－3－イル)メタン及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
939	{1－[(1－メチルピペリジン－2－イル)メチル]－1H－インドール－3－イル}(ナフタレン－1－イル)メタン及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
940	1－[1－(3－メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
941	2－(4－メチルフェニル)－2－(ピペリジン－2－イル)酢酸メチルエステル及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
942	1－(4－メチルフェニル)プロパン－2－アミン及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
943	メチル(1－フェニルプロパン－2－イル)カルバミン酸1,1－ジメチルエチル及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
944	2－(2－メチルフェニル)－1－(1－ベンチル－1H－インドール－3－イル)エタン－1－オン及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
945	1－[(3－メチルフェニル)メチル]ピペラジン及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
946	メチル＝2－[1－(4－フルオロベンジル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
947	メチル＝2－[1－(4－フルオロベンジル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
948	メチル＝2－[1－(4－フルオロベンジル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
949	メチル＝2－[1－(4－フルオロベンジル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
950	メチル＝2－[1－(5－フルオロベンチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－フェニルプロパノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
951	メチル＝2－[1－(5－フルオロベンチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）
952	メチル＝2－[1－(5－フルオロベンチル)－1H－ピロロ[2,3－b]ピリジン－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルプタノアート及びその塩類	－	医薬品医療機器等法（指定薬物個別指定）

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
953	N-メチル-1-(5-メチルチオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類		医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
954	3-メチル-2-(4-メチルフェニル)モルフォリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
955	メチル=3-メチル-2-[1-(ペンタ-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
956	メチル=3-メチル-2-(1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド)ブタノアート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
957	N-メチル-4-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
958	5,6-メチレンジオキシインダン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
959	1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
960	1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル(メチル)カルバミン酸1,1-ジメチルエチル及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
961	1-(3,4-メチレンジオキシベンジル)ピペラジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
962	1-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
963	(Z)-N-[3-(2-メトキシエチル)-4,5-ジメチルチアゾール-2(3H)-イリデン]-2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
964	5-メトキシ-N,N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
965	1-メトキシ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
966	5-メトキシ-N,N-ジメチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
967	1-[1-(4-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
968	4-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル]モルフォリン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
969	1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
970	1-[1-(2-メトキシフェニル)-2-フェニルエチル]ピペリジン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
971	N-(4-メトキシフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)ブタンアミド及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
972	2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
973	2-(2-メトキシフェニル)-1-(1-ベンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
974	(2-メトキシフェニル)(1-ベンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
975	(4-メトキシフェニル)(1-ベンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
976	2-(3-メトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
977	2-(2-メトキシフェニル)-1-{1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}エタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
978	3-[2-(2-メトキシベンジルアミノ)エチル]キナゾリン-2,4(1H,3H)-ジオン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
979	N-(2-メトキシベンジル)-2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
980	N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
981	3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
982	5-メトキシ-2-メチル-N,N-ジメチルトリプタミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
983	1-(2-メトキシ-4,5-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
984	1-(2-メトキシ-4,5-メチレンジオキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
985	[1-(2-モルフォリノエチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
986	5-ヨードインダン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
987	1-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
988	2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(3,4-メチレンジオキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
989	2-[(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
990	(2-ヨード-5-ニトロフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
991	(2-ヨードフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
992	(2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
993	(2-ヨードフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
994	(2-ヨードフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
995	(2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)
996	(2-ヨードフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類	—	医薬品医療機器等法 (指定薬物個別指定)

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
997	(1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン	—	医薬品医療機器等法(指定薬物包括指定)
998	(2-メチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン	—	医薬品医療機器等法(指定薬物包括指定)
999	2-アミノ-1-フェニル-プロパン-1-オン	—	医薬品医療機器等法(指定薬物包括指定)
1000	6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール	—	医薬品医療機器等法(指定薬物包括指定)
1001	6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール	—	医薬品医療機器等法(指定薬物包括指定)
1002	上記に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア デイピノラム(直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。)及びミトラガイナ スペシオサ(ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。)以外の植物を除く。	—	医薬品医療機器等法(指定薬物包括指定)
1003	2,4,6-トリニトロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン(ムスクキシレン)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1004	4,4'-ジアミノジフェニルメタン(4,4'-メチレンジアニリン)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1005	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1006	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1007	フタル酸ジ-n-ブチル	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1008	ヘキサブロモシクロドデカン(異性体混合物)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1009	フタル酸ジイソブチル	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1010	酸化ヒ素、三酸化二ヒ素、三酸化ヒ素、亜ひ酸	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1011	五酸化二ヒ素	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1012	クロム酸鉛	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1013	硫クロム酸鉛黄色	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1014	クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1015	リン酸トリス(2-クロロエチル)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1016	2,4-ジニトロトルエン	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1017	トリクロロエチレン	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1018	三酸化クロム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1019	三酸化クロム及びそのオリゴマーから生じる酸： クロム酸、重クロム酸、クロム酸と重クロム酸のオリゴマー	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1020	重クロム酸ナトリウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1021	重クロム酸カリウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1022	重クロム酸アンモニウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1023	クロム酸カリウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1024	クロム酸ナトリウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1025	ホルムアルデヒドとアニリンの重合体	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1026	ヒ酸	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1027	ビス(2-メトキシエチル)エーテル(ジグリム)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1028	1,2-ジクロロエタン	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1029	2,2'-ジクロロ、4,4'-メチレンジアニリン	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1030	トリス(クロメート)ニクロム、クロム酸/クロム(III)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1031	クロム酸ストロンチウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1032	ビス(クロム酸)水酸化二亜鉛(II)カリウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1033	クロム酸八水酸化五亜鉛	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1034	1-プロモプロパン(臭化n-プロピル)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
1035	フタル酸ジイソペンチル	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1036	フタル酸ジ分岐アルキルエステル(炭素数 6~8、7 が主成分)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1037	フタル酸分岐および直鎖アルキルエステル (炭素数 7~11)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1038	フタル酸ジベンチル (直鎖、分岐)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1039	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1040	フタル酸ジベンチル(DPP)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1041	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1042	アントラセン油	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1043	コールタールピッチ (高温)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1044	エトキシ化 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール (明確に定義された物質、UVCB 物質は、ポリマー及び同族体を含む)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1045	直鎖および分岐 4-ニルフェノール (フェノールの 4 の位置に直鎖又は分岐の炭素数が 9 のアルキル基が共有結合した物質。UVCB と明確に定義された個々の異性体とその混合物を含む。)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1046	フタル酸ジイソヘキシル (DIHP)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1047	フタル酸ジヘキシル	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1048	フタル酸ジ-C6~10-アルキルエステル or デシルヘキシルオクチルジエステル (0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1049	ホスフレックス 1 7 9	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1050	過ホウ酸ナトリウムおよびその塩	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1051	ペルオキシホウ酸ナトリウム	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1052	5-sec-ブチル-2- (2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) -5-メチル-1,3-ジオキササン[1]、5-sec-ブチル-2- (4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) -5-メチル-1,3-ジオキササン[2] ([1]および[2]の個々の立体異性体のいずれか、またはそれらの任意の組み合わせを含む)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1053	2-(2H-ベンゾトリアゾール 2-イル) -4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1054	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル) フェノール (UV-327)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1055	2- (2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) -6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1056	2-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1057	四エチル鉛	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1058	4,4'-ビス (ジメチルアミノ) -4"- (メチルアミノ) トリチルアルコール (ミヒラーケトン(EC No. 202-027-5)、またはミヒラー塩基 (EC No. 202-959-2) を 0.1%以上含んでいる場合)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1059	1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオンとホルムアルデヒドと 4-ヘプチルフェノール (分岐鎖および直鎖) の反応生成物 (4-ヘプチルフェノール (分岐鎖、直鎖) を 0.1w/w%以上含有する)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1060	ジオクチルスズビス (2-エチルヘキシルチオグリコラート) (DOTE)	—	REACH 附属書 XIV 認可物質
1061	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキシ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキシエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキシ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナ	—	REACH 附属書 XIV 認可物質

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
	テトラデカン酸 2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTE と MOTE の反応生成物)		
1062	ポリ塩化ターフェニル(PCTs)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1063	クロロエテン (塩化ビニルモノマー)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1064	以下の物質もしくは混合物①1999/45/EC 指令により危険と見なされるもの②EC 規則 1272/2008 附属書 I の特定ハザードクラス	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1065	トリス (2,3-ジプロモプロピル) ホスフェート	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1066	ベンゼン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1067	アスベスト繊維類	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1068	トリス (アジリジニル) ホスフィンオキサイド	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1069	ポリ臭化ビフェニル(PBB)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1070	Soap bark 粉末 (キラヤ抽出物) およびそのサポニンを含む誘導体類	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1071	Helleborus viridis と Helleborus niger の根の粉末	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1072	Veratrum album と Veratrum nigrum の根の粉末	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1073	ベンシジンおよびその誘導体	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1074	o-ニトロベンズアルデヒド	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1075	木の粉	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1076	硫化アンモニウム	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1077	硫化水素アンモニウム	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1078	多硫化アンモニウム	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1079	揮発性プロモ酢酸エステル類	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1080	2-ナフチルアミンおよびその塩	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1081	ベンジジンおよびその塩	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1082	4-ニトロビフェニル	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1083	4-アミノビフェニルおよびその塩	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1084	炭酸鉛 (II)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1085	硫酸鉛 (II)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1086	水銀化合物	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1087	水銀	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1088	ヒ素化合物	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1089	有機スズ化合物	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1090	ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスタニオヒドロキシボラン/ ジブチルスズホウ酸塩 (DBB)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1091	カドミウムおよびその化合物	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1092	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン(商品名: Ugilec 141)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1093	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン(商品名: Ugilec 121, Ugilec 21)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1094	モノメチル-ジプロモ-ジフェニルメタン プロモベンジルプロモトルエン異性体混合物 (DBBT)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1095	ニッケルおよびその化合物	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1096	Regulation (EC) No 1272/2008 の附属書VI Part3 の発がん性分類が 1A か 1B (Table3.1)、もしくは 1 か 2 (Table3.2) の物質で以下にリストされたもの	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1097	Regulation (EC) No 1272/2008 の附属書VI Part3 の変異原性分類が 1A か 1B (Table3.1)、もしくは 1 か 2 (Table3.2) の物質で以下にリストされたもの	—	REACH 附属書 XVII 制限物質

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
1098	Regulation (EC) No 1272/2008 の附属書VI Part3 の生殖毒性分類が1A か1B (Table3.1)、もしくは1か2 (Table3.2) の物質で以下にリストされたもの	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1099	クレオソートおよびクレオソート関連物質	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1100	クロロホルム	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1101	1,1,2-トリクロロエタン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1102	1,1,2,2-テトラクロロエタン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1103	1,1,1,2-テトラクロロエタン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1104	ペンタクロロエタン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1105	1,1-ジクロロエタン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1106	引火性ガスカテゴリー1、2、引火性液体カテゴリー1、2、3、引火性固体カテゴリー1、2に分類される物質。 水と接触してカテゴリー1、2、3の引火性ガスを発する物質および混合物（自然発火性液体カテゴリー1か自然発火性固体カテゴリー1）。 Regulation (EC) No 1272/2008 Annex VI Part 3 に関係なく。	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1107	ヘキサクロロエタン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1108	アゾ色素、アゾ染料	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1109	オクタプロモジフェニルエーテル	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1110	ノニルフェノール	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1111	ノニルフェノールエトキシレート	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1112	6価クロム化合物	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1113	トルエン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1114	トリクロロベンゼン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1115	多環芳香族炭化水素(PAH)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1116	以下のフタル酸エステル類	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1117	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1118	フタル酸ジブチル(DBP)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1119	フタル酸ベンジルブチル(BBP)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1120	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1121	以下のフタル酸エステル類	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1122	フタル酸ジイソニル(DINP)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1123	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1124	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1125	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1126	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1127	メチレンジイソシアネート (MDI)と次に示す異性体を含む	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1128	4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1129	2,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1130	2,2'-メチレンジフェニルジイソシアネート	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1131	シクロヘキサン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1132	硝酸アンモニウム(AN)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1133	ジクロロメタン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1134	アクリルアミド	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1135	ジメチルホルムアミド(DMF)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1136	酢酸フェニル水銀	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1137	プロピオン酸フェニル水銀	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1138	2-エチルヘキサン酸フェニル水銀	—	REACH 附属書 XVII 制限物質

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
1139	オクタタン酸フェニル水銀	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1140	ネオデカン酸フェニル水銀	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1141	鉛およびその化合物	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1142	1,4-ジクロロベンゼン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1143	無機アンモニウム塩類	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1144	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノール A、BPA)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1145	C9-C14 直鎖および／または分岐型パーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs)、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質、パーフルオロノナン-1-オン酸 (PFNA)、ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA)。ヘニコサフルオロウンデカン酸 (PFUnDA)；トリコサフルオロドデカン酸 (PFDoDA)；ペンタコサフルオロトリデカン酸 (PFTTrDA)；ヘプタコサフルオロテトラデカン酸 (PFTDA)；それらの塩および前駆体を含む。	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1146	メタノール	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1147	オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1148	デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1149	1-メチル-2-ピロリドン	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1150	発がん性、変異原性、生殖毒性のカテゴリー 1 A、1 B に分類される物質、Appendix12 に記載された物質。	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1151	(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル) シラントリオールそのモノ-、ジ-またはトリ-O-(アルキル) 誘導体 (TDFAs)	—	REACH 附属書 XVII 制限物質
1152	ジイソシアネート		REACH 附属書 XVII 制限物質
1153	タトゥーインクおよびパーマメントメイクに含まれる物質		REACH 附属書 XVII 制限物質
1154	N,N-ジメチルホルムアミド		REACH 附属書 XVII 制限物質
1155	ホルムアルデヒドおよびホルムアルデヒド放出物質		REACH 附属書 XVII 制限物質
1156	合成ポリマー微粒子		REACH 附属書 XVII 制限物質
1157	2,4,5- T、2,4,5- T 塩及び 2,4,5- T のエステル化合物	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1158	アラクロール	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1159	アルジカルブ	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1160	アルドリン	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1161	アジンホスメチル	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1162	ビナバクリル	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1163	カプタホール	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1164	カルボフラン (別名 N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル)	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1165	クロルデン	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1166	クロルジメホルム	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1167	クロロベンジレート	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1168	DDT	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1169	ディルドリン	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1170	ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩 (アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1171	ジノセブ、ジノセブ塩及びジノ セブのエステル化合物	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1172	1,2-ジブromoエタン (EDB)	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1173	エンドスルファン	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト
1174	1,2-ジクロロエタン	—	PIC 条約附属書 III 掲載物質リスト

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
1175	エチレンオキシド	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1176	フルオロアセトアミド	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1177	HCH (異性体混合物)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1178	ヘプタクロル	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1179	ヘキサクロロベンゼン	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1180	リンデン	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1181	水銀及び水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアシル水銀化合物を含む。)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1182	メタミドホス	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1183	モノクロトホス	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1184	パラチオン	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1185	ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1186	トキサフェン	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1187	トリブチルスズ化合物 (ビス(トリブチルスズ) = オキシド、トリブチルスズ = フルオリド、トリブチルスズ = メタクリレート、トリブチルスズ = ベンゾエート、トリブチルスズ = クロリド、トリブチルスズ = リノリエート、トリブチルスズ = ナフテナートを全含む)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1188	トリクロロホン (別名ジメチル = 2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1189	ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1190	ホスファミドン	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1191	メチルパラチオン	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1192	石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1193	商業用オクタプロモジフェニルエーテル (ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテルを含む。)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1194	商業用ペンタプロモジフェニルエーテル (テトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテルを含む。)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1195	ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホンル化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチル N-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンルフルオリドを含む。)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1196	ポリ臭化ビフェニル (PBB)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト
1197	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	PIC 条約附属書Ⅲ掲載物質リスト

	化学物質名／規制対象	閾値(ppm)	主要法規制
1198	ポリ塩化テルフェニル (PCT)	—	PIC 条約附属書III掲載物質リスト
1199	短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	—	PIC 条約附属書III掲載物質リスト
1200	4エチル鉛	—	PIC 条約附属書III掲載物質リスト
1201	4メチル鉛	—	PIC 条約附属書III掲載物質リスト
1202	トリブチルスズ化合物 (ビス(トリブチルスズ) = オキシド、トリブチルスズ = フルオ リド、トリブチルスズ = メタクリラート、トリブチルスズ = ベン ゾエート、トリブチルスズ = クロリド、トリブチルスズ = リノリ エート、トリブチルスズ = ナフテナートを含む全て)	—	PIC 条約附属書III掲載物質リスト
1203	トリス (2,3-ジブromopropyl) = ホスファート	—	PIC 条約附属書III掲載物質リスト

(「—」は意図的添加(含有)なしを指します。)

法律の略称について：

- 安衛法： 労働安全衛生法
- 化審法： 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 原子炉等規制法： 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 化学兵器禁止法： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律
- 毒劇法： 毒物及び劇物取締法
- オゾン層保護法： 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- 麻向法： 麻薬及び向精神薬取締法
- 麻向法(政令)： 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
- 温暖化対策推進法： 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 薬機法： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 水銀汚染防止法： 水銀による環境の汚染の防止に関する法律